

契約形態	保守あり
------	------

仕様書

- 1 借上名 複合機借上げ（予防課）
- 2 数量 1台
- 3 借上場所 埼玉県八潮市大字鶴ヶ曾根1185番地
草加八潮消防組合 草加八潮消防局 予防課
- 4 借上期間 令和7年12月1日から令和12年11月30日まで（60か月）
- 5 支払方法 業務完了払月払い
- 6 機能等
 - (1) コピー機能、プリンター機能、スキャナー機能を使用するため、各機能が使用できるものであること。
 - (2) 納品については新品とし、機器の型（年）式については、契約時において最新のものとする。
 - (3) 株式会社リコー MP W7100R（参考例示品）又は同等品以上とし、コピー機能、プリンター機能、スキャナー機能は、当該参考例示品の性能と同等又は同等以上とする。
- 7 料金
 - (1) 本借上げは、機器1台分の「機器借上料」（円／月）と、「基本使用料」（1,000カウントまでのカウント料及び機器保守料）及び1,001カウント目以降の使用枚数に応じた「カウント料」の請求とし、それぞれを毎月支払うものとする。
 - (2) 「カウント料」は、1カウントあたりの単価とし、用紙サイズによらず一定金額とする。

なお、カウント料については、1カウントあたりの単価にて契約締結するものとする。
 - (3) 機器保守料には、部品等の交換、調整に必要な費用、保守点検料及びトナー等消耗品費用（用紙代金除く）を含むこと。
 - (4) 「機器借上料」には、使用枚数に応じたカウント料は含まない。
 - (5) 請求書は「機器借上料」と「基本使用料」（1,000カウントまでのカウント料及

び機器保守料) 及び 1,001 カウント目以降の使用枚数に応じた「カウント料」の 2 種類に分けること。

8 使用予定枚数

(1) 月間使用予定枚数

ア 用紙サイズ A 0	10 枚
イ 用紙サイズ A 1	10 枚
ウ 用紙サイズ A 2	10 枚
エ 用紙サイズ A 3	70 枚
オ 用紙サイズ A 4	100 枚
<u>月間使用予定枚数合計</u>	<u>200 枚</u>

(2) 借上期間使用予定枚数 (60 か月)

ア 用紙サイズ A 0	600 枚
イ 用紙サイズ A 1	600 枚
ウ 用紙サイズ A 2	600 枚
エ 用紙サイズ A 3	4,200 枚
オ 用紙サイズ A 4	6,000 枚
<u>借上期間使用予定枚数</u>	<u>12,000 枚</u>

9 設置条件

(1) セットアップ

機器の搬入、据付け等は本契約を請けた者が責任を持って行うとともに、本体及び関連機器を接続し、正常に動作するよう設定すること。

なお、本体及び関連機器等の梱包材等は、本契約を請けた者が適正に処分するとともに、付属品については最低限の個数を納品し、残りは廃棄もしくは本契約を請けた者が保管すること。

(2) PC との接続設定

PC との接続設定は発注者が行うため、本契約を請けた者が行うことはない。

(3) 機器の撤去

本契約が終了した時及び解除した場合、あるいは機器を交換する場合における機器の撤去については、組合の指示により本契約を請けた者が行うこと。

また設置場所について、撤去後は原則として機器の設置前の状況に復元すること。ただし、組合が設置前の状況に復元する必要がないと認めた場合はこの限りでない。

なお、当該撤去作業に係る費用については、本契約を請けた者の負担とする。

(4) 機器の移設

本契約期間中において、組合の組織改正等により機器の移設が生じる場合は、迅速に対応することとし、当該移設作業に係る費用については、本契約を請けた者の負担とする。

10 機器保守

- (1) 障害等発生時の連絡は、コールセンター等の保守窓口を要し、迅速に保守員への連絡が取れる体制を有すること。
- (2) 保守作業を行う場合は、必ず身分証明書を携帯し、作業中は組合職員が確認できるようにすること。
- (3) 保守作業の結果、当該機器の性能維持に必要となる機器・部品等に不足が生じた場合は、本契約を請けた者が負担すること。その他保守作業に必要となるものは、本契約を請けた者が負担すること。

なお、保守作業が完了したときは、本契約を請けた者の仕様による保守点検実施報告書を作成し、組合へ提出すること。

- (4) ハードディスク等記憶媒体を内蔵しており、当該記憶媒体に障害が発生した際は、対象となる記憶媒体の物理的な破壊を実施してから撤去すること。ただし、即時に物理破壊が不可能な場合は、当該記憶媒体を組合に一時保管し、一定期間内に物理破壊してから撤去すること。

なお、当該記憶媒体の交換等を行った場合、出荷時の状態にすること。

- (5) 保守に係る時間帯については、草加八潮消防組合の休日を定める条例（平成27年10月1日条例第1号）第1条第1項に規定する日を除く日のうち、午前8時30分から午後5時00分までを基本とする。
- (6) 障害等の発生により復旧作業に時間を要し、事務に重大な影響を及ぼす可能性がある場合については、組合の要求に応じて同等機種の代替機を用意すること。
- (7) 保守にかかる期間は、本契約の契約期間とする。

11 その他

- (1) この仕様書の細部について疑義が生じた場合は、担当者と協議して指示を受けるものとする。
- (2) 借上期間終了後、機器の再延長借上げを行う際には、月毎の契約が可能とし、保守に関しても同様に可能なこと。
- (3) 支払に関しては、本契約を請けた者の責任において全ての契約行為を統括することとし、支払は令和7年12月1日から発生するものとする。それ以前にかかる経費は無償対応とすること。
- (4) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (5) 不当要求等に関し、次の事項を遵守すること。

ア 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、組合管理者に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。

イ 受注者は、組合及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

12 問い合わせ先

草加八潮消防組合 草加八潮消防局 予防課

電話 048(996)0660(直通)